かがし健康応援プラン 21 (第二次) 中間評価 (案) に対する意見募集結果について

「かがし健康応援プラン 21 (第二次) 中間評価 (案)」について、下記のとおり、意見公募 (パブクックコメント) を行ったところ4件の意見が寄せられましたで、お知らせします。

【意見公募案件の概要】

1. 案件名	「かがし健康応援プラン 21(第二次)中間評価(案)」に係る意見募集	
	について	
2. 公募期間	平成30年2月26日(月)~3月11日(日)	
3. 周知方法	市ホームページ、健康課窓口、市役所総合案内、山中温泉支所、各出張所、	
3. 同和川広	各図書館、各地区会館にて資料を供覧	
4. 意見提出方法	メール、郵便、FAX、資料設置場所にて投函により提出	
5. 公募結果	4件(3名)	
3. 公券紀末	詳細は次ページのとおり	

かがし健康応援プラン 21(第二次)中間評価(案) パブリックコメント一覧

No.	意見と内容	回答(市の考え方)
1	保健推進員の指導を行って、推進員の役割の教育を取り	保健推進員は、「自分の健康は自分
	 組んでください。	で守る」という意識を保健推進員自身
		や家族、地域の人々へ働きかけ、健康
		の関心を高めていくことを目的に活
		動することとしていることから、本市
		における保健事業に係る様々な地域
		活動に協力いただいております。その
		ため、5月の総会をはじめ、各地区で
		の総会や地区活動の際に役割などを
		お伝えしております。
		また、本計画の推進には、保健推進
		員の方々の協力が不可欠であります
		ことから、今後も機会を見てお伝えし
		ていきます。
2	健康診断の日程を決定する場合、地区との話し合いを行	各地区で実施する健診の日程につ
	ってほしいです。	いては、例年 12 月から 1 月にかけ
		て、地区のまちづくり推進協議会にご
		相談させていただいております。
3	働く世代の人達の健康づくりは「健康を支える社会環境	本計画はライフステージに応じた
	の整備」に入ってくると思うが、その中の「企業・大学等	健康づくりとして、働き盛り世代の健
	の健康づくり活動の推進」という部分に地域の企業や若い	康を支える健康づくりの推進を基本
	人達が働いている企業についての表現が少ないので、追加	施策としており、P65 第 4 章計画の
	してはどうか。企業自らが社員のための健康づくりに努力	基本的な考え方にその旨記載してお
	してもらえるような啓発をしてもらいたい。	りますが、働き盛り世代の健康づくり
		については、企業との連携が不可欠で
		あることから、その旨追加修正させて
		いただきます。
		65 ページ 19 行目に追加
		追加分 「さらに、市内の企業と連携し、進し
		めていきます。」
4	・たばこは合法な嗜好品である、喫煙するかしないかは、	たばこ対策については、本計画策定
[適切なリスク情報を承知した成人個々人が、自らの健康	時の基本的な考え方を継承している
	に与える影響を勘案しつつ、自らの責任でそれぞれが判	ことから、目標値については、国の「健
	断すべきものです。喫煙者減少の数値目標を設定するこ	康日本21」及び「がん対策基本計画」
	とは、個人の嗜好の問題に行政が介入して個々人の判断	等を参考に設定しています。
	を特定の方向に向けようとすることに他ならず、問題で	さらに、国は平成30年3月9日
	あると考えます。	の閣議決定された「健康増進法の一部
	・具体的な受動喫煙防止対策の検討に当たっては、科学的	を改正する法律案」を踏まえ、2020

知見に基づく議論を行っていただきますよう、お願いいたします。また、施設管理者や施設の利用者である市民等の意見を十分に聴取された上で、一律の規制によらず、すべての関係者が理解・納得し、自主的に取り組みを進めていけるよう、慎重な議論を併せてお願いいたします。

- ・官公庁敷地内禁煙について、施設の利用者である市民や 関係者等の意見を十分に聴取された上で、一律に喫煙を 禁止するのではなく、様々な視点から検討をお願いしま す。
- ・本案のなかで、「喫煙者に対して、リスクの情報提供を行い、禁煙支援を行う」とあります。たばこには、弱い依存性がありますが、個々人の決意次第で禁煙することは可能です。一方で、たばこを止めることが難しいと言われている方も多数おられます。禁煙を希望する方への禁煙支援については異論はありませんが、禁煙を希望しない方にまで禁煙支援を行うことには反対します。よって「喫煙者に対する禁煙支援の実施」との記載は「禁煙希望者に対する禁煙支援」とするべきと考えます。

年東京オリンピック・パラリンピック の開催に向けて受動喫煙対策の徹底 を求めているところでありますこと から、本市においても同様にたばこ対 策を推進することとしています。

なお、国、県と同様、禁煙を希望していない人に禁煙を強制するものではありません。

具体的な対策としては、未成年や妊婦の喫煙防止、喫煙による健康影響や受動喫煙防止についての普及啓発、禁煙希望者に対する支援など、市民の自発的は取組を推進するものであり、一律的な禁煙を強制するものではありません。

いただきました意見については、今 後の施策の参考にさせていただきま す。